

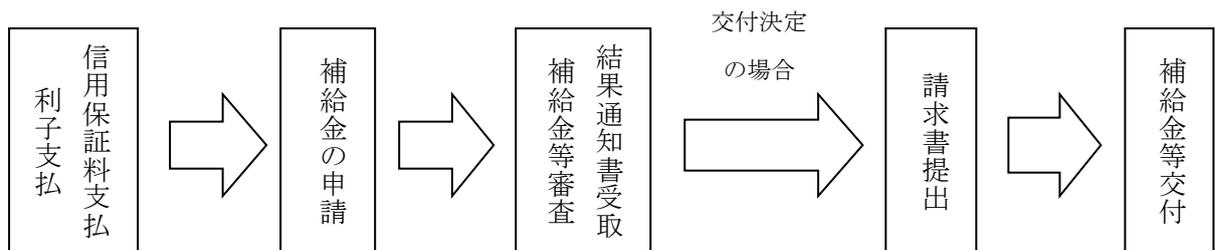
# 三郷市土地区画整理事業清算金利子補給金等交付制度（概要版）

この制度は、土地区画整理事業の施行に伴う清算金について、分割納付や金融機関からの資金の借り入れにより生じる利子などに対して、利子補給金等を交付することにより、土地権利者の負担を軽減するための制度です。

## ◎制度の概要

補助対象者	<p>納付清算金の対象である土地を所有しており、かつ、納期の到来している三郷市が課税する市税を完納している方で、次の要件を満たしている方</p> <p>(1) 清算金を分割納付される方</p> <p>(2) 清算金を一括納付される方で、清算金納付のために借入れをされた方</p> <p>(3) 清算金納付のために借入れをした際に、信用保証協会等に信用保証料を支払っている方</p>
補助期間 及び補助額	<p>(1) 補助期間 清算金の納付を完了すべき期限または、資金を金融機関等から借入れた日から10年以内</p> <p>(2) 補助額 前年に支払った利子額の50%以内の額、もしくは、事務手数料を含む信用保証料のうち清算金分に相当する額</p> <p>※ 借入利率が6%を超える場合は6%の利率で算定した額</p> <p>※ 延滞利子は対象としません</p> <p>※ 国、県又は市から他の利子補給等を受けている場合は、それらを除いた額</p> <p>※ 清算金等を全額納付した後に借入れた資金は該当しません</p> <p>※ 別途、限度額等の定めがあります</p>
提出書類	裏面参照
申請期限	清算金利子等を支払った年の翌年の1月25日まで
申請先 問い合わせ	<p>三郷市役所 まちづくり事業課 まちづくり・企業立地推進係</p> <p>048(930)7746 (直通)</p>

## ○補助の流れ



裏面もご確認ください

## 【提出書類】

### (1) 清算金を分割納付される方

- ・三郷市土地区画整理事業清算金利子補給金等交付申請書
- ・利息入金証明申請書（「記」以下の部分は、空欄のままお持ちください。）
- ・清算金総額の明記されている書類の写し
- ・分割徴収の内容が明記されている書類の写し
- ・当該年度の三郷市が課税する各市税の納税証明書または滞納がないことの証明書

### (2) 清算金を一括納付される方で、清算金納付のために借入れをされた方

- ・三郷市土地区画整理事業清算金利子補給金等交付申請書
- ・利息入金証明申請書（「記」以下の部分は、申請前に金融機関等に記入を依頼してください。）
- ・清算金総額の明記されている書類の写し
- ・清算金支払いのために受けた融資の契約書の写し又は、融資の内容が明記されている書類の写し
- ・当該年度の三郷市が課税する各市税の納税証明書または滞納がないことの証明書
- ・清算金の納付が確認できる書類の写し

### (3) 清算金納付のために借入れをした際に、信用保証協会等に信用保証料を支払っている方

- ・三郷市土地区画整理事業清算金利子補給金等交付申請書
- ・信用保証料の金額が明記されている書類の写し
- ・清算金総額の明記されている書類の写し
- ・信用保証料の支払が確認できる書類の写し
- ・当該年度の三郷市が課税する各市税の納税証明書または滞納がないことの証明書

・提出書類の様式につきましては、三郷市ホームページ内まちづくり事業課のページもしくは、三郷市役所 まちづくり事業課の窓口にてご取得いただけます。また、「滞納がないことの証明書」も本制度用の様式を用意していますので、そちらをご利用ください。

## 【注意事項】

・ご申請の際は、提出書類等の確認を行いますので、三郷市役所 まちづくり事業課の窓口までお越しください。原則、郵送でのご申請は受付いたしかねます。（特別な事由により窓口までお越しいただくことが困難な場合は事前に以下の問い合わせ先までご相談ください。）なお、提出書類に不備があった場合は、その場での受付ができませんので、期日に余裕を持った申請をお願いいたします。

・利息入金証明申請書は、借入先の金融機関等に記入を依頼していただく部分もございますので、その年の最後の返済が完了した段階で、借入先の金融機関等へ早めにご依頼ください。

**・この制度の利用をご検討されている方は、注意事項や提出書類の説明等をいたしますので、事前に以下の問い合わせ先までご連絡ください。**また、その他、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

問い合わせ先

三郷市 まちづくり事業課 まちづくり・企業立地推進係

電話番号：048-930-7746（直通）

問い合わせ・受付時間：8：30-17：15

土・日・祝日を除く